

積極的疫学調査に関するガイドライン 概要（案）

1. はじめに

- 積極的疫学調査は、全国の保健所等の公衆衛生機関が実施
- 本調査結果に基づいて、国内における各種対策を実行

2. 調査の原則

1. 調査実施主体

都道府県及び保健所を設置する市又は特別区、及び保健所が主体的に実施

2. 調査対象

パンデミックフェーズ4以降において、新型インフルエンザと定義されている新しい亜型のインフルエンザウイルスに感染している患者（疑似症患者を含む）およびその接触者

3. 人権への配慮等

4. 情報の透明性確保と国際連携

5. 情報の共有と調査結果の公表

調査方法・調査票の統一化により、都道府県間のスムーズな情報共有

3. 調査の目的

- アウトブレイクの全体像の速やかな把握
- 感染源・感染経路・感染危険因子の特定を行い、新型インフルエンザ発生事例を通じた感染リスクの評価
- 感染の危険性が高いと考えられる者に対する発病予防策、ヒトへの感染例の早期発見と迅速な治療開始等による感染拡大の防止

4. 平常時における積極的疫学調査の準備

1. 疫学調査員の決定

2. 疫学調査員の感染防御

3. 疫学調査員の研修

4. 検査機関、医療機関との連携

5. 患者、接触者及びその関係者への説明に関する準備

5. 調査の実際

ヒトが国内で鳥インフルエンザあるいは新型インフルエンザを発病した可能性がある、もしくは発病した場合

1. 症例調査

2. 接触者調査

6. 積極的疫学調査の終了について

本積極的疫学調査は、パンデミックフェーズが6となり、日本国内や地域においても相当数の新型インフルエンザ罹患者が発生する段階に至った場合に終了する。